

○東温市物価高騰対策生活応援商品券事業実施要綱

(令和5年12月21日告示第124号)

(趣旨)

第1条 この告示は、食料品価格等の物価高騰が市民生活に与える影響を緩和することを目的として、東温市（以下「市」という。）が、予算の範囲内において東温市物価高騰対策生活応援商品券（以下「商品券」という。）を交付する事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条に規定する目的を達成するために、市が発行する生活応援商品券をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の売買若しくは貸借又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱事業者 市内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として、事前に市に登録された者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は市とする。

2 市長は、この事業の一部又は全部を、事業の適切な運営を確保することができる認められる法人等に委託することができる。

(交付対象者)

第4条 商品券の交付対象者は、令和6年2月15日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とし、交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。

(商品券の名称)

第5条 商品券の名称は、とうおん温か生活応援商品券とする。

(商品券の交付等)

第6条 商品券の交付額は、交付対象者1人当たり3,000円とする。

2 商品券1枚当たりの額面は500円とする。

3 商品券は、交付対象者が属する世帯の世帯主に、当該世帯の交付対象者全員に係る分を一括して交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

4 商品券は、交付対象者に到着したことが明らかにできる手段により送付し、市長は、汚損、紛失等いかなる理由があっても、商品券の再交付は行わないものとする。

5 市長は、第3項の規定により交付した商品券について、交付対象者の死亡、転出等により受領が不可能と判断した場合は、交付対象者が受領を辞退したものとみなす。

(配慮措置)

第7条 市長は、配偶者その他親族からの暴力等を理由に東温市内に避難しているなど、特別な事情により商品券の交付に関して配慮が必要であると判断した場合は、第4条及び第6条の規定にかかわらず、措置を講ずることができる。

(商品券の使用範囲)

第8条 商品券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和6年3月15日から令和6年5月31日までの間とし、使用期間を経過した商品券は無効とする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 4 商品券は、転売、交換及び換金を行うことができない。ただし、第12条の規定により換金する場合は、この限りでない。
- 5 商品券は、次の各号に掲げる物品の売買及び貸借並びに役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産に関する支払及び金融商品
- (2) たばこ等、法律や条例により定価以外での販売が禁止されているもの
- (3) 有価証券、金券、プリペイドカードその他換金性の高いもの
- (4) 国税又は地方税等の公租公課及び国又は地方公共団体に対して支払う使用料等
- (5) 公的医療保険、公的介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が商品券の使用対象として適当でない認められたもの

(取扱事業者の登録資格)

第9条 取扱事業者として登録できる者は、市内に店舗を有し、特定取引を行う者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は登録資格を有しない。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員若しくは代表者として実質的に経営に関与している者又はその他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (3) 特定の宗教又は政治団体
 - (4) 公序良俗に反する営業を行う者
 - (5) その他市長が不相当と認める者

(取扱事業者の登録)

第10条 市長は、別に定める募集要項により取扱事業者を募集する。

- 2 市長は、前項の規定により応募した事業者を審査し、適当と認めるときは、取扱事業者として登録し、東温市生活応援商品券取扱店舗登録証（様式第1号）を交付する。

(取扱事業者の責務)

第 11 条 取扱事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 店舗内の見やすい場所に、市から送付された取扱事業者を証する書類等を掲示すること。
- (2) 特定取引において商品券の受取を拒んではならないこと。
- (3) 特定取引に使用されていない商品券を次条に規定する手続により換金し、又はその請求を行わないこと。
- (4) 商品券の使用を見込んだ値上げ等を行ってはならないこと。
- (5) 偽造等の疑いがある商品券の提示を受けた場合は、受取を拒否し、速やかに市に報告すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (7) 市と適切な連携体制を構築すること。
- (8) 前条第 1 項の募集要項に定める事項に従うこと。

2 市長は、取扱事業者が前項各号に掲げる事項に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金)

第 12 条 取扱事業者は、特定取引において受領した商品券を換金しようとするときは、東温市生活応援商品券換金請求書（様式第 2 号）に当該商品券を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書の提出期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 17 日までの間とする。

3 市長は、第 1 項に規定する請求書を受領したときは、速やかにこれを審査し、適当と認めたときは、当該請求をした者に対しその券面金額に相当する額を支払う。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 10 条関係)

東温市生活応援商品券取扱店舗登録証

[別紙参照]

様式第 2 号(第 12 条関係)

東温市生活応援商品券換金請求書

[別紙参照]

東温市生活応援商品券取扱店舗登録証

登録番号	
事業者名	
店舗名	
店舗の所在地	
特記事項	

上記の者は、東温市生活応援商品券（とうおん温か生活応援商品券）の取扱店舗であることを証明します。

年 月 日

東温市長

<取扱店舗の遵守事項>

- (1) 店舗内の見やすい場所に、市から送付された取扱事業者を証する書類等を掲示すること。
- (2) 特定取引において商品券の受取を拒んではならないこと。
- (3) 特定取引に使用されていない商品券を市に対する手続により換金し、又はその請求を行わないこと。
- (4) 商品券の使用を見込んだ値上げ等を行ってはならないこと。
- (5) 偽造等の疑いがある商品券の提示を受けた場合は、受取を拒否し、速やかに市に報告すること。
- (6) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (7) 市と適切な連携体制を構築すること。
- (8) 実施要綱及び募集要項に定める事項に従うこと。

様式第 2 号（第 12 条関係）

東温市生活応援商品券換金請求書

年 月 日

（宛先）東温市長

請求者 所在地
事業者名
代表者名
電話番号
（担当者名）（ ）

東温市生活応援商品券事業実施要綱第 12 条の規定により、下記のとおり換金を請求します。

記

1 請求額	金 円
2 商品券枚数	枚
3 使用店舗	登録番号（ ）